

# 一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の 事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出書

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者名  
(連絡先)

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で運用する第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)を次のとおり変更するので届出します。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	令和 年 月 日
4 その他	

## 5 変更に係る新旧対照表

営業所名	新								旧							
	一般自動車			特種自動車				合計	一般自動車			特種自動車			合計	
	特大	大型	普通車	寝台	車椅子	兼用	回転		特大	大型	普通車	寝台	車椅子	兼用		回転
			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】

※1. 種別は、道路運送法施行規則第1条第2項による自動車の種別とする。

※2. 特種自動車のうち「兼用」は、寝台車椅子兼用車とし、「回転」は、回転シート・リフトアップシートを備える自動車とする。

※3. 【 】内は、軽自動車の数を内数で記載する。

## 6 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	位 置	収容能力 (車庫面積)
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

## 7 損害賠償能力に係る添付書類 (増車の届出である場合)

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面 (契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等)

## 記載例

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の  
事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出書

(届出年月日)

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住所 静岡県静岡市〇〇区〇〇町  
 氏名又は名称 ▼▼タクシー 株式会社  
 代表者名 代表取締役 ◇◇ ◇◇  
 (連絡先) TEL 054-〇〇〇-××××

道路運送法第15条第3項及び同法施行規則第15条第2項で運用する第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)を次のとおり変更するので届出します。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	静岡県静岡市〇〇区〇〇町 ▼▼タクシー 株式会社 代表取締役 ◇◇ ◇◇
2 変更しようとする事項	営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数
3 実施予定日	令和 年 月 日 (車両の登録予定日)
4 その他	(追加連絡事項等)

## 5 変更に係る新旧対照表

営業所名	新														合計	
	一般自動車			特種自動車				合計	種自動車				合計			
	特大	大型	普通車	寝台	車椅子	兼用	回転		特大	大型	普通	寝台		車椅子		兼用
〇〇営業所					3		1	4					3			3
			【 】	【 】	【3】	【 】	【 】	【3】			【 】	【 】	【3】	【 】	【 】	【3】
			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】
			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】			【 】	【 】	【 】	【 】	【 】	【 】

括弧は軽自動車の数

※1. 種別は、道路運送法施行規則第1条第2項による自動車の種別とする。

※2. 特種自動車のうち「兼用」は、寝台車椅子兼用車とし、「回転」は、回転シート・リフトアップシートを備える自動車とする。

※3. 【 】内は、軽自動車の数を内数で記載する。

## 6 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	位置	収容能力 (車庫面積)
〇〇営業所	〇〇市△△町◇◇番地の××	〇〇 m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

## 7 損害賠償能力に係る添付書類 (増車の届出である場合)

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面 (契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等)

令和 年 月 日

中部運輸局静岡運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者

## 宣 誓 書

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てに加入する計画があることを宣誓します。